

さわやか荘デイサービスセンター（介護予防通所介護相当サービス）

重 要 事 項 説 明 書

あなた様に通所介護のサービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて、次のとおり説明します。

1. 事業者

事業者の名称 社会福祉法人津田福祉会
事業者の所在地 さぬき市津田町津田 2207
代表者名 理事長 渡邊 三洋
電話番号 0879-42-1150
県の事業者指定 平成12年 1月20日（3771100199）

2. ご利用の事業所

事業所の名称 さわやか荘デイサービスセンター
事業所の利用定員 40名/日
事業所の所在地 さぬき市津田町津田 2207
管理者の氏名 西田 正己
電話番号・FAX TEL 0879-42-1150 FAX 0879-42-1153
事業所番号 3771100199

3. ご利用事業所（さわやか荘）であわせて実施する事業

事業の種類	事業所名称	利用定数	県指定年月日	事業所番号
居宅介護支援	在宅介護支援センター		平成11年11月15日	3771100181
訪問介護	訪問介護ステーション		平成12年1月20日	3771100231
通所リハビリテーション	デイケアセンター	40名	平成12年1月20日	3751180047
介護老人保健施設	老人保健施設	80名	平成12年1月20日	3751180047
介護老人福祉施設 (短期入所生活介護)	さわやかホーム	30名 (5名)	平成13年5月1日	3771100637
			平成13年5月9日	3771100637
認知症対応型共同生活介護	さわやかハウス	18名	平成20年11月11日	3790600021
訪問看護	訪問看護ステーション		平成28年2月1日	3760690036
定期巡回随時対応型 訪問介護看護	さわやか荘定期巡回 随時対応型訪問介護看護		平成28年12月1日	3790600062

4. さわやか荘デイサービスセンターの事業の目的と運営方針

- (1) ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通所介護事業において必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行なうことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者のご家族の負担の軽減をはかることを目的とします。
- (2) 事業の実施にあたってはご利用者の人格を尊重し、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等をふまえ、居宅介護サービス計画に基づいて、機能訓練、入浴、食事等のサービス内容を明確にした通所介護計画を作成し、それに従った通所介護サービスを提供します。

5. 職員の勤務体制

- * 日勤（8：30～17：30）
- * 休日は、毎日曜日及び、12月31日から1月3日
- *

6. 営業日・営業時間・サービス提供時間

- * 営業日 月曜日から土曜日
- * 営業時間 午前8時30分～午後5時30分
- * サービス提供時間 午前9時45分～午後3時50分

7. 職員の職種、人員、保有資格

* 管理者	常 勤	・事務長兼務	1 名
* 看護職員	常 勤	・准看護師	2 名
* 生活相談員	常 勤	・介護福祉士	2 名
* 介護職員	常 勤	・介護福祉士	7 名
//	常 勤	・実務者研修修了	1 名
* 機能訓練指導員	常 勤	・准看護師	2 名
* 事務職員	常 勤	・老健施設事務職員兼務	1 名

8. 利 用 料

ご利用者が負担する利用料は、別紙の通りです。利用料は、毎月末に集計し、翌月の10日頃請求書をご利用者に送付し、その月中に指定口座より引き落とし又は現金納入をお願いします。

9. 事業の実施地域

当事業所の通常の事業実施地域は、さぬき市及び東かがわ市の旧大内町区域です。

10. 苦情・ご要望の受付

あなた様に対し、さわやか荘デイサービスセンターの職員が提供したサービス、接遇態度等について、苦情やご要望がありましたら、ご遠慮なく下記に申し出てください。

(いつでも受付けます。営業時間外は、さわやか荘在宅介護支援センター又は老人保健施設職員まで。)

★ 苦情・ご要望受付窓口

さわやか荘デイサービスセンター 窓口担当者 宮城 美智子

＊電 話 0879-42-1150 ＊FAX 0879-42-1153

香川県国民健康保険団体連合会 ＊電 話 087-822-7431

さぬき市長寿介護課 ＊電 話 0879-26-9904

さぬき市地域包括支援センター ＊電 話 0879-26-9931

東かがわ市介護保険課 ＊電 話 0879-26-1228

東かがわ市地域包括支援センター ＊電 話 0879-26-1261

11. 事故発生時の対応、賠償責任

(1) 通所介護サービス提供中に事故が発生した場合、事業所は速やかに関係行政機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 事故発生により、事業所の責に帰すべき事由によって利用者が損害を受けた場合、事業所はその損害を賠償する。又利用者の責に帰すべき事由によって、事業所が損害を受けた場合、利用者及びその扶養者は連帯して、その損害を賠償します。

12. 秘密の保持

(1) 事業所の従業者は、正当な理由がないかぎり、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

(2) 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を明示して雇用契約を結びます。

13. 虐待防止について

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して必要な研修を実施します。

14. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者または家族が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。